**富山県手話言語条例（仮称）の内容（案）**

**１　目的**

この条例を制定する目的を定めます。

・手話が言語であるとの認識に基づき、

①基本理念

②県の責務、県民等及び事業者の役割

③手話の普及等に関する施策の基本となる事項

を定めることにより、手話の普及等に関する施策を推進すること。

・全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に寄与すること。

**２　定義**

この条例で用いる基本用語の意義を定めます。

ろう者

聴覚障害者のうち、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者

手話の普及等

手話に対する理解の促進、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備

**３　基本理念**

手話の普及等を推進するうえで基本となる考え方を定めます。

・手話が独自の体系を有する言語であること。

・手話が、ろう者が豊かな人間性を養し、知的かつ心豊かな生活を営むた

めに受け継がれてきた言語活動の文化的所産であること。

・ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本とすること。

**４　県の責務**

手話の普及等に関する県の責務を定めます。

・基本理念にのっとり、手話の普及等に関する総合的な施策を策定、実施する責務を有すること。

・手話の普及等に関する施策の推進に当たって、市町村、関係機関及び関係団体と連携するとともに、ろう者及び手話通訳者等の協力を得るよう努めること。

・ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものの除去について必要かつ合理的な配慮をすること。

**５　県民等及び事業者の役割**

手話の普及等に当たっての県民等及び事業者の役割について定めます。

県民

基本理念について理解を深めるよう努めること。

ろう者

手話の普及等に関する県の施策への協力、手話の普及等の促進に努めること。

手話通訳者等

手話の普及等に関する県の施策への協力、手話及び手話通訳に関する技術の向上、手話の普及等の促進に努めること。

事業者

ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮をするよう努めること。

**６　施策の策定及び推進**

手話の普及等に関する施策の策定及び推進について定めます。

・知事は、障害者基本法に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画においては、手話の普及等に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に推進すること。

・施策の策定に当たって、あらかじめ、富山県手話施策推進協議会の意見を聴くこと。

**７　基本的施策**

手話の普及等に関する施策の基本的な方向性を定めます。

（１）相談及び意思疎通の支援体制の整備

・手話通訳者の派遣、ろう者等からの相談対応や情報提供を行う拠点となる施設を支援すること。

・ろう者等が手話通訳者による意思疎通の支援を受けられる体制の整備を図ること。

（２）手話による情報発信等

・ろう者等が県政に関する情報を取得することができるよう、手話による情報発信を行うこと。

（３）災害時等への対応

・災害その他非常の事態において、ろう者が手話により必要な情報を取得し、及び意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めること。

（４）観光旅行者等への対応

・ろう者である観光旅行者等が安心して県内に滞在することができるよう、手話の普及等に努めること。

（５）手話通訳者等の確保、養成等

・手話通訳者等及びその指導者の確保及び養成並びに手話通訳に関する技術の向上を図ること。

（６）事業者への支援

・ろう者に対して手話の使用に関する合理的な配慮を行う事業者に必要な支援を行うこと。

（７）手話を学ぶ機会の確保等

・県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うこと。

・県職員が手話に関し学習する機会の確保に努めること。

（８）学校における手話の普及

・聴覚障害者である幼児、児童又は生徒が通学する学校において、手話を学習し、手話により教育が受けられるよう、教職員の手話に関する技術の向上のために必要な措置を講ずるよう努めること。

・また、聴覚障害者である幼児、児童又は生徒及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供、教育に関する相談その他の支援に関する措置を講ずるよう努めること。

**８　手話に関する調査研究**

手話に関する調査研究を行うろう者等への県の協力について定めます。

県は、ろう者等及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力すること。

**９　財政上の措置**

手話の普及等に関する施策推進のために必要な財政上の措置について定めます。

県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。

**10　富山県手話施策推進協議会の設置**

手話の普及等に関する施策推進のための協議会の設置について定めます。

・次の事務を行わせるため、富山県手話施策推進協議会を置くこと。

（１）手話の普及等に関する施策について知事に意見を述べること。

（２）条例の施行に関し必要な事項について知事に意見を述べること。

**11　条例の施行日**

この条例は、平成30年４月１日から施行する。